⑻　⑸の領域に記録された情報を保護するために、アクセス権限（⑸の領域に記録された各情報ごとに、認証、暗証番号（個人番号カード等省令第39条の６の規定により設定された暗証番号をいう。）の照合等が正しく行われたことにより当該情報へのアクセスを可能とするようにあらかじめ設定した権限をいう。第12の３の⑴のイにおいて同じ。）の制御を行うこと。

⑼　⑸の領域とそれ以外の領域は、電磁的記録媒体の内部でそれぞれ独立し、⑸の領域以外の領域に搭載されているアプリケーションに係るシステムが、⑸の領域に情報を記録し、又は当該領域に記録された情報を読み取ることができない仕組みを保持すること。

３　カード代替電磁的記録の様式

カード代替電磁的記録の様式は、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第18013―５に準拠すること。

第12　カード代替電磁的記録の発行等　［新設］

１　申請者と機構との間の情報の送受信

個人番号カード等省令第39条の４及び第39条の５第７項の主務大臣が定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

⑴　法第18条の２第２項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信及び同条第３項の規定によるカード代替電磁的記録の送信は、安全な通信プロトコルの採用その他の主務大臣が適当と認める措置を講じている電気通信回線を用いて行うこと。

⑵　法第18条の２第２項の規定によるカード代替記録事項に係る電磁的記録の送信又は同条第３項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を行うときは、申請者又は機構は、当該カード代替記録事項に係る電磁的記録又は当該カード代替電磁的記録を暗号化すること。

２　カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式等

⑴　カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式

カード代替電磁的記録利用者符号を用いて行う電子署名の方式は、ＥＣＤＳＡ256方式（オブジェクト識別子　1　2　840　10045　4　3　2）であること。

⑵　カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間

カード代替電磁的記録利用者符号の使用期間は、カード代替電磁的記録利用者符号に係るカード代替電磁的記録の有効期間が満了する日までとすること。

３　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を作成する電子計算機等の基準

⑴　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を作成するための機構の使用に係る電子計算機の基準

カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の作成において機構が使用する電子計算機は、次に掲げる要件を満たすものとすること。

ア　外部から内部の情報を読み取られることを防止するための必要な機能を有すること。

イ　取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを確認するために必要な機能を有していること。

ウ　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の入力及び出力に当たって、適切な保護措置が講じられるものであること。